

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第8条第1項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る同法第9条第1項の勧告等の指針

令和6年7月1日
青森県農林水産部

米穀事業者が米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。）第8条第1項に規定する一般消費者に対する産地情報の伝達に係る義務に違反した場合における同法第9条第1項の勧告及び勧告をした場合における公表についての指針を次のとおり定める。

1 勧告の指針

一般消費者に対する指定米穀等の産地情報の伝達義務に違反している米穀事業者に対しては、次の〔指導・注意喚起を行う場合〕に該当する場合を除き、勧告を行う。また、〔指導・注意喚起を行う場合〕により指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

〔指導・注意喚起を行う場合〕

一般消費者に対する指定米穀等の産地情報の伝達義務違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した米穀事業者が直ちに改善方を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

また、米穀事業者からの伝達に基づく産地情報をそのまま一般消費者に伝達した結果、事実と異なる産地を伝達してしまった場合であって、直ちに改善方を講じており、食品事業者として求められる通常の注意義務を尽くしていたと判断できるときは、適切な業務実施等について注意喚起を行う。

2 公表の指針

勧告をした場合には、次の（1）から（3）までの事項を公表する。

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（1）及び（2）の事項を公表することができる。

（1）違反した事業者の氏名又は名称及び住所

（2）違反事実（ただし、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

（3）勧告の内容